

南丹市防災行政無線施設の概要

防災行政無線とは

災害時の避難勧告などの情報を、ご家庭等に設置する戸別受信機と小学校等に設置する屋外拡声子局により、音声で市民の皆さまにお知らせするための通信システムです。

平常時は市からの行政情報などをお知らせするほか、集落公民館などに設置する放送装置から集落内放送にも利用できます。

また、親局や中継局は発電機を備えており、停電しても3日間程度は使用できます。

防災行政無線システムの概要

◆戸別受信機（ご家庭や公共施設等に設置）

◎親局からの放送を聞くための受信機で、聞き漏らしを防ぐ留守録機能もあります。

◆屋外拡声子局（収容避難所となっている小学校等に設置）

◎親局からの通信を受信し、トランペットスピーカーから音声や音楽などが流れます。

◆地区遠隔制御装置（小中学校や集落公民館等に設置）

◎校区内や集落内の戸別受信機に一斉放送できる通信端末です。

放送内容

◆災害時

◎地震・風水害等災害に関して、予報・警報を伝達します。

◎災害が予想される場合には、避難勧告・避難指示などの情報を緊急放送します。

◆平常時

◎午後7時30分から午後8時の間、市役所からの情報を必要に応じて放送します。

◎正午と午後5時には音楽が流れます。これは機器の動作確認も兼ねています。

◎小中学校や集落からも、各種の連絡などにご利用いただけます。

戸別受信機設置のお申し込みについて

設置対象

◆設置対象

◎南丹市内の世帯及び事業所等

◆無償設置

◎市内に住所を有する世帯（設置数は1世帯につき1台です。）

◎公共施設、事業所及び団体等で市長が必要と認めた施設

◆有償設置

◎市内に住所を有する世帯で2台以上設置される場合（1台を超える分について有償です。）

◎市内に住所を有しない世帯や一般事業所等

設置申請

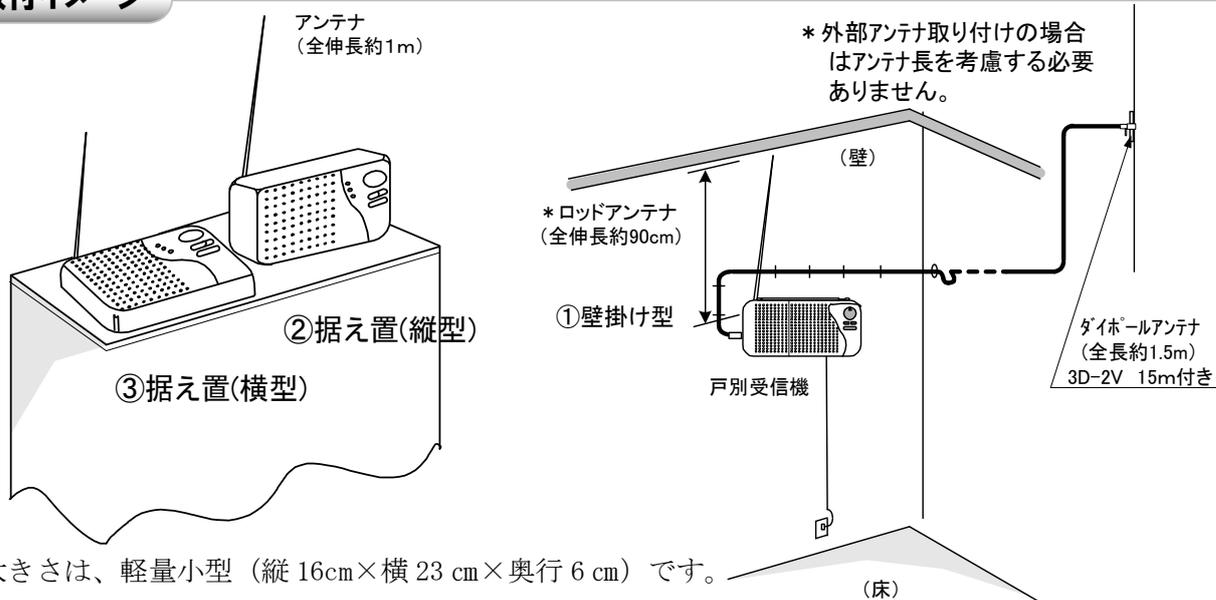
◎『戸別受信機設置（購入）申請書』に必要事項を記入・押印の上、危機管理対策室又は支所総務課にご提出願います。借家等に設置の場合には、所有者の承諾（市有施設は不要）が必要です。

設置スケジュール(世帯・一般事業所)

◎事前に施工業者から連絡しますので、都合の良い日時で調整してください。

※ 取付作業員が機器販売や取付費用を請求することは一切ありません。

取付イメージ



※大きさは、軽量小型（縦16cm×横23cm×奥行6cm）です。

設置場所について

設置場所に関しては、下記の留意事項がありますので事前にご検討ください。

- ① 直射日光が当たる場所は、極力避けて下さい。
- ② 湿度の多い所は、避けて下さい。
- ③ テレビ受像機の近くは極力避けて下さい。
- ④ コンセントから3m以内に設置場所を指定して下さい。
- ⑤ コンセントの使用は、他の電化製品と共用しないようにして下さい。
- ⑥ 放送の聞き取り易い場所（居間等）に取り付けるのが理想的です。

※ 設置場所については、受信状態により変更して頂く場合があります。

南丹市防災行政無線整備事業に関する問合せ

担当課：南丹市役所	総務部危機管理対策室	TEL 68-0021
	八木支所総務課	TEL 68-0020
	日吉支所総務課	TEL 68-0030
	美山支所総務課	TEL 68-0040